

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

### 外来診療体制・1月の診療予定

|          |                                                                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合診療内科   | 午前 月から金曜日(午前11時までの受付)                                                                                            |
| 発熱外来     | 午後 月から金曜日(午前8時45分～午後1時 電話受付、午後1時30分～診療(完全予約制) 熱や咳などの症状のある方は来院前に必ずお電話ください。)                                       |
| 整形外科     | 午前 月、火、木、金曜日<br>午後 水、金曜日(午前、午後診療いずれも完全予約制)                                                                       |
| 循環器内科    | 午前 月から金曜日(初診は月、火、木、金曜日、水曜日の再診は予約のみ)<br>午後 月、木、金曜日(初診は月、金曜日、木曜日の再診は予約のみ)                                          |
| 消化器内科    | 午前 9日(火)、23日(火)(午前11時までの受付)<br>午後 10日(水)、11日(木)、24日(水)                                                           |
| 呼吸器内科    | 午前 金曜日(午前11時までの受付)<br>午後 木曜日                                                                                     |
| 神経内科     | 午前 5日(金)、19日(金)                                                                                                  |
| 総合診療(外科) | 午前 火から木曜日                                                                                                        |
| 外科       | 午前 12日(金)(午前11時までの受付)                                                                                            |
| 小児科      | 午前 月から金曜日<br>午後 火と木曜日(午後3時～午後4時の受付)                                                                              |
| 泌尿器科     | 午前 月から金曜日<br>午後 木曜日                                                                                              |
| 精神科      | 午前 月から金曜日(初診は完全予約制)<br>午後 月、火、木曜日(完全予約制)                                                                         |
| 産婦人科     | 午前 15日(月)、16日(火)、29日(月)、30日(火)(午前11時までの受付)<br>午後 15日(月)、29日(月)                                                   |
| 耳鼻咽喉科    | 午前 10日(水)、11日(木)、16日(火)、17日(水)、24日(水)、<br>25日(木)、30日(火)、31日(水)(午前11時までの受付)<br>午後 10日(水)、24日(水)                   |
| 眼科       | 午前 11日(木)、25日(木)<br>(予約以外の初診受付午前11時まで)<br>午後 10日(水)、17日(水)、24日(水)<br>コンタクトレンズを希望する患者様へ<br>当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。 |
| 皮膚科      | 午前 火曜日                                                                                                           |

診療日は予定であり変更になる場合もあります。  
事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前・・・8時00分～11時30分(初診の方は、9時00分～)

午後・・・1時00分～2時30分

予約受付時間(定期患者のみ) 午後1時00分～午後4時00分

### 転倒を予防しましょう

皆さん、理学療法士という職業はご存じでしたか？リハビリで患者さんの機能回復のための筋力トレーニングや歩行訓練などを担当する仕事です。ご存じない方は名前だけでも覚えておいていただければうれしいです。

さて、今回のテーマは転倒についてです。転倒した方の8割以上が通院や入院を必要なケガをしており、介護が必要な状態になりやすいと言われています。当院でも多いのが、足の付け根の骨折(大腿骨転子部骨折等)、腰の骨がつぶれる圧迫骨折、手首の骨折(橈骨遠位端骨折)、腕の骨折(上腕骨近位端骨折)などです。専門的な骨折名で聞くと何だか怖くなってしまいますね。いずれも理学療法士が関わるのですが、長期のリハビリが必要となってしまいます。

理学療法ハンドブックによりますと、転倒に関して以下のような記載があります。

- ・65歳以上の高齢者の3人に一人は1年間に1回以上転倒するとされている。
- ・2021年時点での高齢者人口から換算すると1213万人の人が1年に1回以上転倒することになる。
- ・転倒した人のうちおよそ5%に骨折が認められると言われており、1年間に61万人程度になる。

つまり、「上記を基に計算すると我が国の高齢者において、なんと約3秒間に一人が転倒し、1分間に一人以上が骨折していることになる！」ということなので、これからのシーズンは特に注意が必要ですね。

今回は、こんな怖い転倒を予防するのにオススメの運動を紹介しましょう！

理学療法士 田口 明

### ★★★発熱外来について★★★

看護職員等募集しております。詳しくは病院局のWebまたは下の二次元コードへ

熱やせき、のどの痛みなどかぜ症状がある方は来院前に必ずお電話ください。(受付時間：8:45～13:00)

感染症検査については、まん延時、医療体制の維持を目的として重症化リスクの高い患者様に限定した検査体制となることがありますのでご了承願います。



法テラス

お問い合わせ

法テラス江差法律事務所  
TEL 050-3383-5563

(第163号)

「いよいよ始まります」

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

年明けは「今年こそは〇〇を」と抱負を抱くことが多いです。個人的に、年始の抱負を達成できることは少ないのが現実ですが、なんとか実現させたいものです。

さて、今年4月から、不動産の「相続登記義務化」が始まります。簡単に説明すると、相

続によって不動産を取得した場合は、取得したことを知ってから3年以内に相続登記申請をしなければならず、正当な理由がなく放置していた場合は10万円以上の過料の適用対象になるというものです。(詳細は法務局

もしくは専門家にお尋ねください。)

これは、全国で所有者不明の空き家が増加することによつて、その周辺環境の悪化や公共

工事に悪影響が生じるなどの問題が社会問題化しているため、所有者を明確にしようとするため、

所有権を明確にしようとするため、

所有者が誰かわからない場合、

その建物が倒壊しそうになつていても、誰に対してその建物から生じる危険を防止するよう頼めばいいのかわかりません。また、道路の拡張を行う際、ほとんどの新道路計画上の家は立ち退き交渉が成立したのに、一軒だけ所有者がわからない空き家があり、立ち退き交渉が滞って工事が始められず、いつまでも狭い道路のまま、ということも考えられます。これらを防止しようというのが目的です。

不動産は、必ずしも相続した場合ばかりではないでしょう。相続問題が発生する前に、新年の親族が集まる場で何らかの話し合いをしておくのもよいかもしれません。

なお、登記の専門家は司法書士の先生となりますが、相続に関するご相談は当事務所でもお受けできますので、お気軽にご相談ください。

相談のご予約は

050-3383-5563

までお願いします。

(法テラス江差)

弁護士 松田 明子